

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 11 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 7 月 11 日(月) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第11回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
清家 皆 一
山本 勇
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
- 欠席委員 疋田 一 則、小野 裕 佳
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任
- 農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長
- 漁業管理課 甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長
- 臨席者 東部振興局 都留主幹
4. 議事録署名委員 齋藤信二、阿部貴史
5. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止
について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第 2 号議案 漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第 2 2 期第 1 1 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 1 5 名中、1 3 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに高野農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日は、資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に、議案書、資料 1、資料 2 があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。また、途中で必要となった場合も言っていただければ、配布いたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。齋藤委員と阿部貴史委員をお願いします。

続きまして議事に入ります。

第 1 号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の 3 ページをご覧ください。

第 1 号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」説明します。

伊予灘では、大分、愛媛、山口 3 県の共通海域等について定めた「伊予灘における漁業に関する協定」が平成 2 0 年 9 月 1 日付で

発効しましたが、たちうお浮きはえなわ漁業については大分県のみが操業していたことから、協議の結果、操業を一部制限することとなり、その公的担保措置として大分海区漁業調整委員会指示を発出してきているところです。その有効期間が本年9月30日で終了することから、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったため、令和4年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

たちうお浮きはえ縄は、長さが4千メートルから6千メートルと非常に長く、海面上を広く占有するため、他の漁業の障害となります。

このため、山口県（内海、浮きはえなわ）では平成元年から、愛媛県（たちうお浮きはえなわ）では昭和50年から委員会指示により禁止しているところです。

委員会指示の内容についてですが、4ページの伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をご覧ください。

中段の太枠の中のアンダーラインの部分が、たちうお浮きはえ縄漁業の制限内容です。

1点目は、上段の東部海域での操業は、平成25年1月1日以降禁止するという項目です。

2点目は、下段の②当該海域の以西の協定海域を含め山口・愛媛両県距岸10キロメートル以内の操業を禁止するという項目です。

なお、下段の①については、東部海域での25年1月1日までの暫定措置であり、その後は先ほどの上段の東部海域の全面禁止措置へ移行しています。これらの制限について大分海区漁業調整委員会指示で担保することで合意されたものです。

5ページをご覧ください。伊予灘協定海域内の黒く塗った海域がたちうお浮きはえ縄漁業の操業禁止区域です。

6ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しです。

また、8ページは委員会指示案を載せておりまして、告示第11号となります。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」としておりまして、漢数字の一は先ほどの黒く塗った海域、禁止区域について記載しています。

二の禁止期間については、令和4年10月1日から翌年9月30日までとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意

見、ご質問はありませんか。

意見がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第2号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」を審議いたします。その他の「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。

事務局長 議案書の9ページをご覧ください。

第2号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な指導を行う必要があるため、漁業法第91条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

議案書の17ページをご覧ください。その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法の改正により、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務化されました。18ページが報告に係る鑑文です。報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。

この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。

10ページが知事からの諮問文です。

次に11ページをご覧ください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法の改正により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年1月1日から12月31日までとしており、今回は令和3年1月1日から同年12月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、資料1でご説明します。資料1の1ページをご覧ください。

表の構成ですが、左から順に「免許番号」「大分県漁協の支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」としており、最後に再び免許番号を記載しております。

1ページから22ページは共同漁業権のうち飼付・つきいそ漁業権を除いたもの、23ページから24ページは飼付・つきいそ漁業権、25ページから27ページは大分県漁業協同組合を免許権者とする区画漁業権、28ページは漁業者個人や法人を免許権者とする区画漁業権、29ページは定置漁業権について、それぞれ記載しています。個々の内容については、別途ご確認ください。

議案書11ページにお戻りください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。最下段の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートがございます。議案書の13ページをご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から

適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。

11ページにお戻りください。先ほどの報告内容だけでは把握できない項目もありますので、今回は全ての関係者からヒアリングを行い、操業実態の確認を行っております。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を免許権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができないことから改善に向け、必要な指導を行うこととしたいとしております。

指導内容について、12ページの「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」をご覧ください。

都道府県知事は、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」といった「適切かつ有効」とは言えない状態にあると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。また、この指導を行うにあたり、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角の中は、今回指導が必要な漁場の状況と指導内容を記載しています。

(1) 第3種共同漁業権である「地びき網漁業」の操業実態がない漁場がありました。地びき網漁業については、令和5年度に行う漁業権の一斉切替えに関する国の指導において、「操業実態のない場合は漁場計画から除外すること」とされております。ヒアリングの結果、上入津地区及び下入津地区を関係地区とする共第44号を除いた、地びき網漁業が設定されている共同漁業権において、漁業としての操業実態はありませんでした。

資料1の2ページをご覧ください。指導が必要な漁業権については、例えば表の上段の宇佐支店の共第4号ですが、表の右から2列目「適切かつ有効」の判断の欄に×がついています。左から3番目の列「漁業の名称」に「雑魚地びき網漁業」があり、行使権者数は0名、漁獲量は0kgとなっております。このように操業実態のない場合は、「適切かつ有効」ではないとし、「今後の行使計画について、地区の漁業運営会議等で検討のうえ報告すること。」という

指導を行います。

1 ページにお戻りください。一方、共第 2 号のように、雑魚地びき網漁業の操業実績が計上されているものもあります。これらの実績は、いわゆる「地びき網体験」等のイベントによるものであるということヒアリングにおいて確認したため、漁業としての実態はないと判断しました。他の漁場においても同様です。

議案書の 1 2 ページをご覧ください。（2）飼付漁業権において餌まきの実態がない漁場がありました。飼付漁業権とは、漁業権者が餌をまいて魚を集めることから、免許区域で排他的に漁業を行う権利を与えているものです。よって、餌まきの実態がない場合、当該漁場を有効に活用しているとは言えないことから「今後の漁場利用及び餌まきの計画について、地区の漁業運営会議等で検討のうえ報告すること」といった旨の指導を今回行うものです。該当する漁業権は、資料 1 の 2 4 ページにあるとおり、臼杵の共第 1 1 0 号及び上浦の共第 1 0 2 号です。

議案書の 1 2 ページをご覧ください。（3）区画漁業権の設定された区域において、養殖業が営まれていない漁場がありました。

1 3 ページの国の示したチェックシートにおいて、チェック項目の 3 の (1) の「操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること」という判断基準があります。資料の 2 5 ページからの表において、生産量が 0 k g となっている漁業権がこれに該当します。しかし、生産量が 0 であっても漁場の利用はある場合があります。例えば、資料の 2 5 ページの最上段、中津ののり養殖を行っている区第 2 0 3 号です。こちらの漁場は生産量が 0 となっておりますが、右の欄に記載しておりますとおり、この漁場は網に種付けをする目的で活用されております。このように、生産量が 0 であっても漁場を活用している場合があります、その場合は「特記事項」の欄に判断理由を記載しております。こうした理由がなく、操業実態がない漁業権については、「操業実態がない理由及び今後の漁場利用の計画について、地区の漁業運営会議等で検討のうえ報告すること」とする指導を行います。なお、2 8 ページにあります真珠養殖業について、表の最下段に生産量の報告が 0 として上がっている漁業権がありました。こちらについては、漁業権の一斉切替えのヒアリングと併せて操業実態の確認を今後行う予定です。

また、今回の指導対象となる漁場一覧は、議案書の 1 5、1 6 ページにまとめていますので、ご確認ください。

もう一度、議案書 1 2 ページにお戻りください。ここまで説明した漁業権について、漁業権者である大分県漁業協同組合に対し、指導を行います。今回の指導に対し「利用予定なし」等の報告が出さ

れた場合は、今後、漁場が「適切かつ有効」に活用される見込みがないため、令和5年度に行う漁業権一斉切替えにおいて、漁場計画から除外する見込みです。

以上で、第2号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」とその他の「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

意見がないようですので、第2号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

これで議案については全て終了しました。

次に、その他の報告事項にうつります。報告事項①については、先ほど議案の中で説明しましたので、②の「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書19ページをご覧ください。

第9回委員会で承認後、6月30日までに計11件の申請を承認しており、累計で359件となっています。

次の20ページにその内訳を載せています。令和4年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が153件、遊漁船業団体が2件、船釣り団体が199件、協定団体未加入者が5件でございます。

一番下の合計欄をご覧ください。と思いたいと思いますが、過去3年間の承認件数を比較いたしますと、年々、少しずつ減少してきている状況です。また、21ページには船釣り団体の内訳、22ページには、平成24年度からの実績を掲載しています。以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

ないようですので、次の「令和4年度第58回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」事務局から報告して下さい。

事務局長 資料2をご覧ください。5月19日に、令和4年度第58回全国

海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催されましたので概要を報告します。今年度も新型コロナウイルス感染拡大の懸念から書面議決となりました。

資料2の1ページをご覧ください。議案につきましては、第1号議案で事業報告、収支決算及び剰余金処分案、第2号議案で事業計画案、収支予算案が原案どおり承認されています。

第1号議案、2号議案の詳細については資料の5ページから20ページに載せています。

令和3年度は、通常総会をはじめブロック会議等が書面での開催となったことなどにより、繰越剰余金が大幅増加となりました。このため、令和4年度は会費が免除されることとなっています。この部分は、資料の19ページに記載がございます。

第3号議案では、中央への要望活動について承認されています。要望内容は、資料の21ページにあります7項目についてです。詳細は22ページから41ページに記載があります。要望活動は7月22日に関係省庁で実施予定です。

第4号議案の次期総会の開催地は、東京都に決定されています。

議長 ただいまの報告にご質問はありませんか。よろしいでしょうか。
 以上で本日予定していた議案、報告すべて終了しましたので、委員会を終了します。

事務局長 長時間にわたるご審議誠に疲れさまでした。
 次回委員会は8月26日に予定しています。詳細は後日連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第11回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年7月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員